

# 遺産分割調停案内

(調停を申し立てられる方へ)

東京家庭裁判所

## 遺産分割調停とは？

### 1 遺産分割とは？

人が亡くなると、亡くなられた方（被相続人）の財産（遺産）は、すべて相続人に移ります。相続人が複数いる場合は、遺産は相続人全員の共有になります。このまま放っておくと、遺産を処分する際などにいろいろ不都合なことが起こりますので、個々の遺産を相続人一人ひとりのものにしたり、相続分に相当する金銭を分けたりして、財産の共有状態を解消することが必要となります。

これが**遺産分割**です。

### 2 話し合いはしましたか？

遺産分割は、相続人のみなさんが自分たちの話し合いで決めるのが原則です。相続人のみなさんで話し合いを持たずに裁判所に調停の申立てをすると、相続人の間で反発を招いたり不信感が芽生えたりして、かえって速やかな解決につながらないことがあります。裁判所に申立てをする前に、みなさんの間で十分に話し合いを持つ努力をしたかどうか、もう一度考えてみてください。

### 3 遺産分割調停とは？

相続人のみなさんの間で話し合いがまとまらない場合や、そもそも話し合いをすることができない場合、相続人はだれでも、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることができます。

**遺産分割調停**は、遺産分割について、みなさんが話し合って主体的に解決をする手続です。調停での話し合いにあたっては、一人の裁判官と民間から選任される二人以上の調停委員から構成される調停委員会が、相続人のみなさんや関係者の方から、それぞれのお考えや言い分を聞き、みなさん同士の話し合いにより適切な解決ができるように助言やあっせんを行います。

**調停**で話し合いがつかない場合には、次の**審判**手続に移ります。最初から審判の申立てをすることもできますが、まず話し合いによる解決をはかることが適当と

考えられますので、裁判所の判断で調停手続きから始めるのが一般的です。

#### 4 調停・審判を円滑に進めるために

調停では、「遺産分割調停の進め方」のとおり、順を追って問題を整理、解決しながら最終的な合意を目指します。紛争の背景にある相続人同士の感情的な対立などを調整しつつ調停を進めますが、調停の主眼はあくまでも遺産をどのように分けるかという点にあることをご理解ください。

遺産分割調停を円滑に行うためには、手続の主体であるみなさんが、積極的に手続に関わる必要があります。ですから、遺産分割調停をすすめるために必要な遺産の内容等についての資料は、当事者のみなさんに収集していただくこととなりますし、遺産分割にあたり考慮すべき事情がある（後記の特別受益や寄与分）と主張される方には、その主張を裏付ける資料をご自分で提出していただくこととなります。調停委員会又は裁判所書記官から、手続を進める上で必要な資料の提出をお願いしたりすることもありますので、ご協力ください。

### 申立ての際に説明すべきことは？

#### 1 相続人はだれであるか？

相続人がだれであるかを確定せずに遺産分割の手続を始めることはできません。これらは、通常、戸籍によって明らかになります。どのような戸籍が必要であるかは、ケースによって異なります。ケースによっては古い戸籍をそろえていただく必要があるなど、大変な労力を必要とすることもあります。戸籍がそろっていない場合には遺産分割をすることはできませんので、ご協力をお願いします。（別紙「戸籍について」参照）

#### 2 遺言書・遺産分割協議書の存否・その内容

遺言書がある場合、遺言書の種類によって裁判所での検認という手続きが必要な場合がありますので、家庭裁判所におたずねください。

有効な遺言書で処分が決まっている遺産は、遺産分割の対象にはなりませんので、遺言書ですべての遺産の処分が決まっているときには、遺産分割の調停を申し立てることはできません。このように、遺言書が存在する場合、その内容によっては、遺産分割の手續が不要であったり、別の手續が必要であったり、相続分が変わってきたりすることがありますので、遺言書が存在するかしないかを「事情説明書」の「第1の1【遺言書】」に必ず記載のうえ、内容が分かればその具体的な内容を明らかにしてください。

遺産分割協議書についても同様に、存在するかしないかを「事情説明書」の「第1の2【遺産分割協議】」に必ず記載のうえ、その内容を明らかにしてください。なお、遺産分割協議書が作成されている場合、その協議書ですべての遺産について分割されていれば、その内容に不服があるからといって、遺産分割の調停を申し立てることはできません。

- \* 遺言書や遺産分割協議書の写しが入手できる場合は、必ず添付してください。
- \* 遺言書のような書面がある場合には、封がしてあるかどうかにかかわらず、そのままの状態で家庭裁判所に相談してください。

(⇒「遺産分割調停に必要な添付資料（申立人用）」参照)

### 3 遺産の存在とその内容

遺産分割とは、現に存在している遺産を分けるための手續です。申立てをされる方には、申立書添付の「遺産目録」に遺産の内容を記載して、必要な資料を添付していただくことになります。

被相続人の生前または死亡時に存在していたが現在は存在しないもの、被相続人に帰属するかどうか分からないものなどは分けることができません。「被相続人にはもっとたくさんの財産があったはずだ」と主張されるだけでは、調停で取り扱うことはできません。また、家庭裁判所が遺産を探すようなことはいたしません。(⇒「遺産分割調停に必要な添付資料（申立人用）」参照)

もし、「もっとたくさんの預貯金があったはずなのに、相続人の〇〇さんに勝手に使われた」というように被相続人の財産が、不法・不当に減少していると主張されるような場合には、損害賠償請求訴訟を別途提起していただくなど、遺産分割以外の手続きをとることが必要です。

#### 4 遺産の評価

遺産を公平に分けるためには、遺産に全体としてどのくらいの価値があるのかが分からなければなりません。申立てをされる方には、それぞれの財産が幾らくらいの価値があるのか、その裏付けとなる資料を提出していただくことになります。（⇒「遺産分割調停に必要な添付資料（申立人用）」参照）

### 各相続人の取得分は？

#### 1 相続分とは？

各相続人の取得分を「相続分」といいます。原則として、法律で定められている一定の割合（法定相続分）によって分割をすることになりますが、相続人全員が合意すれば、法定相続分とは異なる割合で分割することもできます。

さらに、「特別受益」、「寄与分」が認められると、法定相続分を修正することがあります。

#### 2 特別受益・寄与分とは？

相続人の中に、被相続人から遺贈や多額の生前贈与を受けた人がいる場合、その受けた利益のことを「<sup>とくべつじゅえき</sup>特別受益」といいます。その相続人は、いわば相続分の前渡しを受けたものとして、遺産分割において、その特別受益分だけ、その人の相続分を減らして、具体的な相続分を算定することがあります。

また、相続人の中に、被相続人の財産の維持又は増加に**特別の貢献**をした人がいる場合、その人の貢献の度合い（<sup>きよぶん</sup>寄与分）に応じてその人の相続分を増やして、具体的な相続分を算定することがあります。

貢献の内容としては、被相続人の事業に関する労務の提供、財産上の給付、被

相続人の療養看護などがありますが、寄与分が認められるためには、親族間において通常期待される程度を超えた貢献が必要です。単に、他の相続人と比較して貢献の度合いが大きいとか、自分ばかりが負担が大きかったというだけでは寄与分にはなりません。

遺産の範囲や評価が定まった後に、特別受益や寄与分についてお聴きします。特別受益や寄与分の主張をしようとする場合、必ず、その主張を裏付ける資料を準備しておいてください。

特別受益や寄与の事実について何らの資料も提出しない場合には、あなたの主張は話合いの席でも取り上げられないことがあります。ご主張される前に、資料が十分そろっているか確認してください。

## 遺産の分け方は？

遺産の分け方には、主に次の3つの方法があります。

- (1) 遺産そのものを分ける「げんぶつぶんかつ現物分割」
- (2) 一人または複数の相続人が現物を取得し、その現物取得した人がほかの相続人に対し、金銭を支払う「だいしょうぶんかつ代償分割」
- (3) 遺産を第三者に売却して、その売却代金を相続人の間で分ける「かんかぶんかつ換価分割」

### ※ お願い

- ☆ 裁判所に提出する書類は、別紙「**書面の提出について**」に従って、提出してください。
- ☆ 調停には、原則として相続人本人の出頭が必要です。呼出期日にどうしても都合が悪い場合には、必ず事前に担当書記官にご連絡ください。



わからないことがありましたら、  
調停のときにおたずねください。

(別 紙)

## 戸籍について

### 亡くなった方と相続人の証明

遺産分割をするためには、亡くなった方はだれであるのか、相続人がだれとだれで、何人いるのかということが明らかになっていなければなりません。これらを明らかにするために必要となるものが戸籍です。

### 必要な戸籍謄本

遺産分割をするためにはどのような戸籍謄本を集めれば良いのでしょうか？

まず、死亡された方の死亡時の戸籍謄本と、各相続人の方々の現在の戸籍謄本が必要であることは言うまでもありません。

しかし、必要な戸籍はそれだけではありません。戸籍は、婚姻などによって新たな戸籍が編製されますが、その戸籍に属している人が1人もいなくなったときや戸籍の形式を新しい形式に改めたときには閉鎖されます。閉鎖された戸籍のうち、前者の謄本を除籍謄本、後者の戸籍謄本を改製原戸籍（カイセイゲンコセキ）謄本と言います。これらの際、元の戸籍に記載されている事項がすべて新しい戸籍に移記されるわけではありません。そこで、だれが相続人であるのかを明らかにするためには、除籍謄本、改製原戸籍謄本などが必要になってくるのです。具体的に必要な戸籍の範囲は、「必要な戸籍謄本」のとおりです。

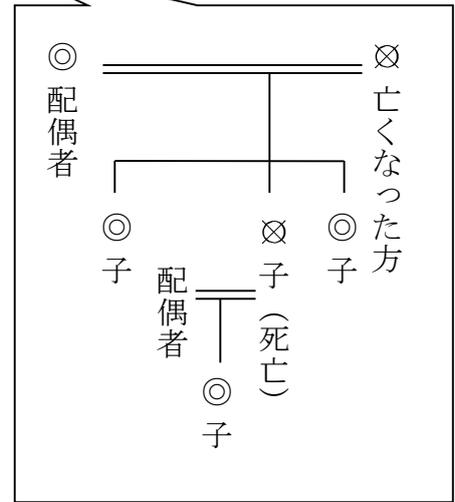
戸籍の収集は、ケースによって大変な労力を必要とすることもありますが、戸籍を完備することなしに遺産分割はあり得ません。申立人の皆様のご協力をお願いします。

# 必要な戸籍謄本 (第1順位：子)

## 亡くなった方に子がある場合

(子と配偶者が相続人)

- (1) 亡くなった方の出生時から死亡時までの連続したすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍を含む) 謄本



- ① 亡くなった方の死亡の記載がある戸籍謄本  
本人の名前の上部の身分事項欄又は筆頭者の次欄(又は戸主の上欄)の戸籍事項欄の中から、その戸籍に入籍(婚姻, 養子縁組), 分籍する前の戸籍の本籍地, 筆頭者又は戸主を探す。

- ② 前の戸籍謄本の戸籍事項欄, 身分事項欄の削除, 抹消, 除籍の日と①の戸籍の入籍が一致していることを確認する。  
②の戸籍でも同様に, 亡くなった方本人の名前の上欄又は筆頭者(又は戸主)の次欄の記載の中からその戸籍に入籍, 分籍する前の戸籍の本籍地, 筆頭者又は戸主を探す。\* 相続人となる配偶者, 子を確認する。

- ③ その前の戸籍, さらにその前の戸籍へさかのぼりながら, 相続人となる配偶者と子を確認する。

- ④ 亡くなった方の出生による入籍(出生による入籍戸籍)までさかのぼる。(亡くなった方の生まれた日より前に作製された戸籍にたどり着きます。)

④ 古い戸籍が戦災などにより滅失している場合には, その旨の証明書が必要です。

- (2) 相続人全員の現在の戸籍謄本：本籍地と戸籍の筆頭者で特定します。

④ 相続人となるべき子が相続開始(申立ての対象となる遺産の所有者が亡くなった日)以前に亡くなっていて子がある場合には, その子の子(孫)が代替りの相続人(代襲相続人)となるので, その亡くなった子の出生から死亡までの連続した戸籍が必要となります。前記①~④参照

④ 相続人となるべき配偶者がいない場合又は相続開始(申立ての対象となる遺産の所有者が亡くなった日)以前に亡くなっている場合は, 子のみが相続人となります。

④ 相続人となるべき配偶者又は子が相続開始(申立ての対象となる遺産の所有者が亡くなった日)の後に亡くなっている場合は, その方の相続人がすべて本件の相続人となります。

# 必要な戸籍謄本 (第2順位：直系尊属)

亡くなった方に子がなく父母が生存している場合  
(父母と配偶者が相続人)

(1) 亡くなった方の出生時から死亡時までの連続したすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍を含む)謄本

① 亡くなった方の死亡の記載がある戸籍謄本  
本人の名前の上部の身分事項欄又は筆頭者の次欄(又は戸主の上欄)の戸籍事項欄の中から、その戸籍に入籍(婚姻, 養子縁組), 分籍する前の戸籍の本籍地, 筆頭者又は戸主を探す。

② 前の戸籍謄本の戸籍事項欄, 身分事項欄の削除, 抹消, 除籍の日と①の戸籍の入籍が一致していることを確認する。  
②の戸籍でも同様に, 亡くなった方本人の名前の上欄又は筆頭者(又は戸主)の次欄の記載の中からその戸籍に入籍, 分籍する前の戸籍の本籍地, 筆頭者又は戸主を探す。 \* 相続人となる配偶者, 父母を確認する。

③ その前の戸籍, さらにその前の戸籍へさかのぼりながら, 相続人となる配偶者と父母を確認する。

④ 亡くなった方の出生による入籍戸籍までさかのぼる。(亡くなった方の生まれた日より前に作製された戸籍にたどり着きます。)

⑤ 父母が亡くなっている場合には祖父母の戸籍までさかのぼる。

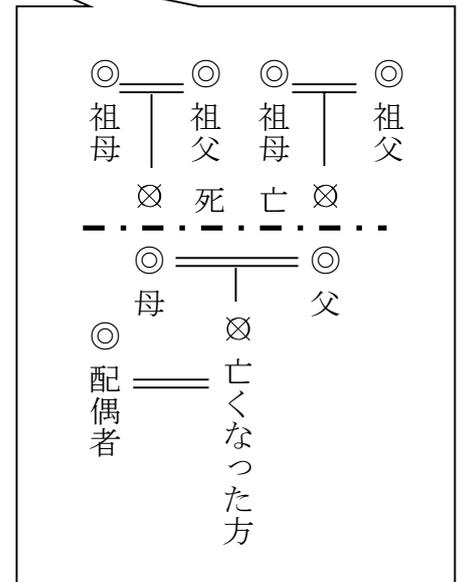
注 古い戸籍が戦災などにより滅失している場合には, その旨の証明書が必要です。

(2) 相続人全員の現在の戸籍謄本：本籍地と戸籍の筆頭者で特定します。

注 相続人となるべき父母が共に相続開始(申立ての対象となる遺産の所有者が亡くなった日)以前に亡くなっていてその父母(亡くなった方の祖父母)のいずれかが生存している場合には, 祖父母が相続人となるので, 祖父母の現在の戸籍謄本と両親の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本が必要となります。 前記①~⑤参照

注 相続人となるべき配偶者がいない場合又は相続開始(申立ての対象となる遺産の所有者が亡くなった日)以前に亡くなっている場合は, 父母(又は祖父母)のみが相続人となります。

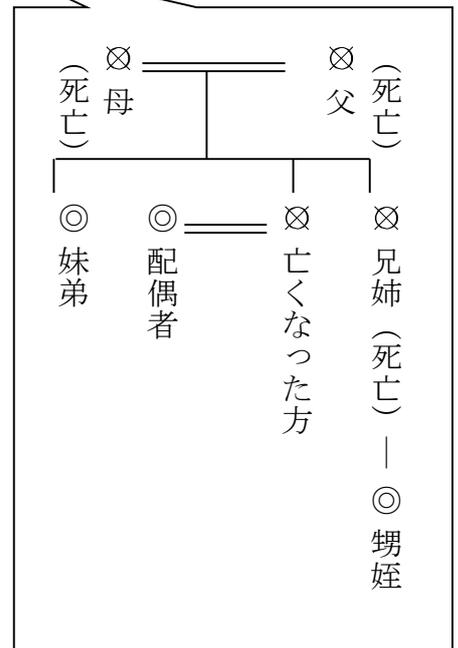
注 相続人となるべき配偶者又は父母が相続開始(申立ての対象となる遺産の所有者が亡くなった日)の後に亡くなっている場合は, その方の相続人がすべて本件の相続人となります。



## 必要な戸籍謄本 (第3順位：兄弟姉妹)

亡くなった方に子がなく、両親、祖父母も死亡し、  
兄弟姉妹、甥姪が生存している場合

(兄弟姉妹と配偶者が相続人)



- (1) 亡くなった方の出生時から死亡時までの連続した  
全ての戸籍(除籍、改製原戸籍を含む)謄本
- (2) 亡くなった方の両親(実父母、養父母)の出生時  
から死亡時までの連続したすべての戸籍謄本
- (3) 亡くなった方の祖父母の死亡時の戸籍謄本

### ① 亡くなった方の死亡の記載がある戸籍謄本

本人の名前の上部の身分事項欄又は筆頭者の次欄  
(又は戸主の上欄)の戸籍事項欄の中から、その戸  
籍に入籍(婚姻、養子縁組)、分籍する前の戸籍の  
本籍地、筆頭者又は戸主を探す。

- ② 前の戸籍謄本の戸籍事項欄、身分事項欄の削除、抹消、除籍の日と①の戸籍の  
入籍が一致していることを確認する。②の戸籍でも同様に、亡くなった方の名  
前の上欄又は筆頭者(又は戸主)の次欄の記載の中からその戸籍に入籍、分籍する  
前の戸籍の本籍地、筆頭者又は戸主を探す。

\* 相続人となる配偶者、兄弟姉妹を確認する。

- ③ その前の戸籍、さらにその前の戸籍へさかのぼりながら、相続人となる配偶者と  
兄弟姉妹を確認する。

- ④ 亡くなった方の出生による入籍戸籍までさかのぼる。(亡くなった方の生まれた  
日より前に作製された戸籍にたどり着きます。)

- ⑤ 亡くなった方の父母の出生による入籍戸籍までさかのぼる。(父母の生まれた日  
より前に作成された戸籍にたどり着きます。)

⑨ 古い戸籍が戦災などにより滅失している場合には、その旨の証明書が必要です。

- (4) 相続人全員の現在の戸籍謄本：本籍地と戸籍の筆頭者で特定します。

⑩ 相続人となるべき兄弟姉妹が相続開始(申立ての対象となる遺産の所有者が亡くな  
った日)以前に亡くなっている場合には、その兄弟姉妹の子(甥、姪)が代替りの相続  
人(代襲相続人)となるので、その亡くなった兄弟姉妹の出生から死亡までの連続した  
戸籍が必要となります。前記①～⑤参照

⑪ 相続人となるべき配偶者がいない場合又は相続開始(申立ての対象となる遺産の所  
有者が亡くなった日)以前に亡くなっている場合は、兄弟姉妹のみが相続人となります。

⑫ 相続人となるべき配偶者又は兄弟姉妹が相続開始の後に亡くなっている場合は、そ  
の方の相続人がすべて本件の相続人となります。

## 書面の提出について

東京家庭裁判所家事第5部

遺産分割事件において、当事者の方が家庭裁判所に書面を提出される場合は、次の点に留意してください。遺産分割の話し合いを円滑に進めて、どの遺産をどのように分割していくかを当事者の方（相続人）全員でお考えいただくためには、ある当事者の方が提出する書面や資料を他の当事者の方にも開示し、当事者の方全員がその内容を共有していただくことが重要になりますので、ご協力をお願いいたします。

### 1 主張書面

遺産の範囲や評価、遺産の分割方法などに関する具体的な意見や希望などを記載した書面で、「主張書面」という標題を付して提出してください。また、主張書面を複数回作成する場合は、「主張書面1」と番号を付けてください。

- \* 「主張書面」は、A4サイズ用の紙に、横書き、左綴じで統一し、綴じしろとして左端より3.5cm以上あけて作成してください。
- \* 「主張書面」を提出される場合には、①事件番号、②提出年月日、③提出者、④裁判所名などを必ず記載してください。（別紙記載例1参照）
- \* 「主張書面」の末尾に資料を添付しないでください。資料を提出する場合は、下記2を参照して提出してください。

### 2 証拠資料

証拠資料は、主に以下のとおりに分類されています。

- ① 身分関係などを明らかにするための証拠資料（例えば、戸籍謄・抄本、住民票、戸籍附票、外国人登録証明書などがあり、家庭裁判所では、これらを「A群」と呼んでいます。）
- ② 遺産の土地建物を特定するために必要な証拠資料（例えば、不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書があり、家庭裁判所では、これらを「B群」と呼んでいます。）
- ③ ①、②以外のもので遺産分割に関係するその他の証拠資料（例えば、預金残高証明書や公図の図面など。これらを「C群」と呼んでいます。）については、以下で提出の仕方を詳しくご説明しますので、よくお読みください。

#### ア 資料番号の振り方

資料には、資料ごとに、必ず資料番号を振った上で提出してください。

当部では、申立人が提出するものは「甲」（こう）、相手方が提出するものは「乙」（おつ）を割り当てています。申立人や相手方となった方が複数いる場合は、「甲イ」や「乙ハ」などとしませんが、具体的には裁判所から指示があるので、その指示に従ってください。

その上で、提出する資料ごとに、書面の提出順に資料の右上の余白部分に1から番号を付して提出してください。資料を追加して提出する場合は、最後の番号の次から番号を続けて付して、全体が連番となるようにしてください。（別紙記載例2も参照してください）資料によっては、さらに枝番号（例：甲1の1）を振ることもありますが、裁判所から指示がありますので、その指示に従ってください。

\* なお、A群とB群の資料には、指示がない限り、番号を付す必要はありません。

#### イ 通数

遺産分割事件では、原則として、ある当事者の方が提出した証拠資料は他の当事者の方にも交付しますので、資料を裁判所に提出される場合には原本（コピーのもととなった資料のオリジナル）は手元に残し、裁判所と他の当事者分の写しをご用意ください（例えば申立人があなた1名、相手方5名の場合、裁判所分も入れて6通）。具体的な提出方法等については裁判所までお問い合わせください。

なお、調停の期日には、ご自身用の控えとして原本かその写しを持参するようにしてください。

#### ウ 資料説明書の作成

資料を提出する際に、どういう内容の資料であるかを簡潔にまとめた「資料説明書」を一緒に提出してください。資料説明書については、別紙の記載例とひな形をご参照ください。

### 3 他の当事者の方に知られたくない内容が記載された書面について

書類等の中に他の当事者に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分は、マスキング（黒塗り）をしてください（裁判所用及び他の当事者用の写し全て同様に作成してください。）

マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載した上で、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

他の当事者に住所等を秘密にしている場合の留意事項については、「申立書や答弁書の「住所」の記載について」をお読みください。資料提出の留意事項については、「調停・審判手続において提出する書類について」をお読みください。

\* 以上の取り扱いは、当部での遺産分割事件におけるものです。他の事件の取り扱いや、他の裁判所での取り扱いと異なることがあります。

\* 不明な点などがございましたら担当書記官までお問い合わせください。

(注) 個人番号(マイナンバー)が記載された書面は提出できません。原本で提出する書面については、記載のないものを提出してください。写しで提出するものについては、黒塗り(マスキング)処理をして写しを作成してください。

(別紙記載例1)

(注 ←左側の余白を3.5センチ空けてください。)

令和元年(家イ)第1234号 遺産分割申立事件

(注 ↑事件の番号を明記してください。)

申立人 甲野太郎

相手方 乙山花子外2名

## 主張書面 1

令和元年8月1日

東京家庭裁判所家事第5部1係御中

相手方 乙山花子 印

(注 ↑書面を作成する人の名前を明記してください。)

(注 ↓主張する内容が多数ある場合には項目分けするとわかりやすくなります。)

### 1 申立人の主張に対する反論

(1) 遺産目録の3番に書いてある建物は、被相続人が生前に相手方乙山花子に贈与したものである、という申立人の主張は事実に反しています。

その建物は、令和元年7月5日に、相手方乙山花子が凸凹不動産から買い取ったもので、名義も相手方乙山花子となっているものです。(乙第2号証)

~~~~~  
(省略)

### 3 本件遺産分割の方法についての希望

遺産目録の2番の建物は、私が被相続人の生前から住んでいるので、私が取得したいと思います。その代わりに、他の相続人に500万円を支払ってもかまいません。また、遺産目録の1番の建物は、現在だれも使用していないので、売却してその代金を相続人全員で法律のきまりどおり分けたいと思います。

以上

(別紙記載例2)

C群の資料として土地賃貸借契約書を提出する場合

|                                                                                                                                                                                                                                         |              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p>土地賃貸借契約書<br/>令和元年7月5日</p> <p>丙野三郎（以下「甲」という。）と丁島健一（以下「乙」という。）は、別紙目録記載の土地について、本目下記条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する</p> <p>第1条<br/>..... (省略) .....</p> <p>第2条<br/>.....</p> <p>第3条<br/>.....</p> <p>第4条<br/>.....</p> <p>第5条<br/>.....</p> | <p>甲第1号証</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|

※番号は、提出する日ごとに分けて1から付けるのではなく、提出する資料がすべて通し番号になるように付けてください。

# ＜遺産分割調停（審判）を申し立てる方へ＞

## 1 概要

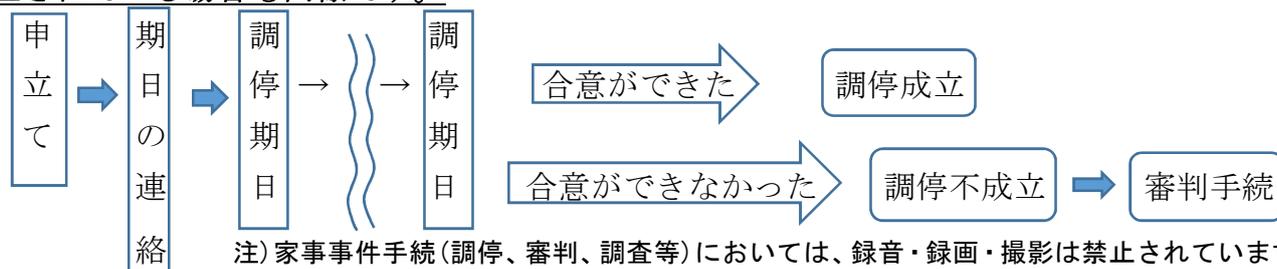
亡くなった方（被相続人）の遺産の分け方について相続人間で話し合いがつかない場合には、家庭裁判所に遺産分割の調停（審判）を申し立てることができます。ただし、調停手続によって、合意による解決を目指していただくことを優先してお願いしています。申立ては、申立人が複数でも構いませんが、申立人以外の相続人全員を相手方とする必要があります。

調停手続では、調停委員会が中立の立場で事情を聴いたり、資料を提出していただいたりして、遺産として分けるべき財産を確定し、その評価額を定めた上で、分割の割合や方法などの希望を聴き、解決のために必要な調整を行いながら、合意を目指して話し合いを進めます。

調停手続の流れは、下図のとおりです。調停は平日の昼間に行われ、1回の時間はおおむね1時間45分程度です。調停手続は非公開です。当事者、代理人以外の方が期日に出席することはできません。申立人と相手方は別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に、調停委員が調停室でお話を聴きながら調停を進めていきます。

なお、すべての遺産の処分が決まっている遺言書がある場合には、手続が進行できない場合があります。

また、原則として、各調停期日の開始時と終了時に、当事者全員に同時に調停室に入っているだけで、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。



話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、双方からお聴きした事情や提出された資料等一切の事情を考慮して、審判をします。

審判を申し立てた場合でも、調停手続から始めることがあります。

## 2 申立先

調停の場合は相手方の住所地、審判の場合は相続開始地(被相続人の最後の住所地)を管轄する家庭裁判所、または相手方と合意した家庭裁判所(※管轄合意書の提出が必要)です。

相手方の住所地、相続開始地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

|                       |   |                |
|-----------------------|---|----------------|
| 東京都23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村 | → | 東京家庭裁判所(本庁)    |
| 八丈町、青ヶ島村              | → | 東京家庭裁判所八丈島出張所  |
| 大島町、利島村、新島村、神津島村      | → | 東京家庭裁判所伊豆大島出張所 |
| 上記以外の市町村(多摩地区)        | → | 東京家庭裁判所立川支部    |

※ 東京都内以外については、裁判所ウェブサイトの「裁判所の管轄区域」をご覧ください。

## 3 申立てに必要な費用

- 収入印紙：被相続人1人につき1200円分
- 郵便切手：2760円分(100円×10枚、84円×10枚、50円×10枚、20円×10枚、10円×20枚、2円×10枚) ※相手方5人まで。6人～10人の場合は84円×10枚、50円×5枚を追加。以後10人ごとに2760円のセットが追加になります。

## 4 申立て時の提出書類

- (1) 申立書 (当事者目録及び遺産目録を含む) 裁判所用 1 通 + 相手方全員の人数分 (写し)  
→ 申立書は、法律の定めにより相手方全員に送付しますので、裁判所用、相手方全員分用、申立人用の控えを作成してください。  
※被相続人が複数の場合は、被相続人ごとに申立書を作成してください。
- (2) 事情説明書 (申立人、被相続人ごとに 1 通) ※審判の場合は、原本 1 通と相手方全員の人数分 (写し)
- (3) 送達場所等届出書 (申立人、被相続人ごとに 1 通)
- (4) 進行に関する照会回答書 (申立人、被相続人ごとに 1 通)
- (5) 戸籍 (相続人の範囲によって提出する範囲が異なります。なお、法定相続情報一覧図の写しの提出によって代えることもできますが、その場合も必要に応じて、戸籍謄本等の提出をお願いすることがあります。※「**法定相続情報証明制度**」を利用される方へ)をご覧ください。)

### 【共通】

被相続人の出生時から死亡時までの連続した全戸籍謄本\*1

相続人全員の現在戸籍謄本\*2

### 【相続人の中に被相続人の兄弟姉妹が含まれる場合】

被相続人の父母の出生時から死亡時までの連続した全戸籍謄本\*1

父方及び母方の両方の祖父母の死亡事項が記載されている戸籍謄本\*1

### 【相続人の中に被相続人の子又は兄弟姉妹の代襲者が含まれる場合】

→代襲者とは、被相続人の直接の相続人 (子や兄弟姉妹。被代襲者という。) が、被相続人よりも先に死亡している場合に、その直接の相続人 (被代襲者) の卑属 (子など) のことです。

被代襲者の出生時から死亡時までの連続した全戸籍謄本\*1

《注意》 同じ戸籍を重複して提出する必要はありません。

- (6) 住民票又は戸籍附票 <申立人相手方全員分\*2及び被相続人分 (被相続人分は、除票となる場合もあります。)>
- (7) (遺産に不動産がある場合)
  - ・ 不動産登記事項証明書\*2
  - ・ 固定資産評価証明書 (最新年度のもの)
- (8) (作成されている場合)
  - ・ 遺言書の写し
  - ・ 遺産分割協議書の写し
  - ・ 相続分譲渡証書、印鑑登録証明書、相続放棄受理証明書の写し
- (9) 遺産に関する資料
  - ・ 預貯金の通帳、証書、残高証明書、取引履歴の写し
  - ・ 有価証券や投資信託に関する取引口座の残高報告書の写し
  - ・ その他遺産の内容や評価額が分かる資料の写し

(2)～(7)の書類は、原本を裁判所分のみ提出すれば足りります。(8)及び(9)の書類は、甲号証として資料説明書とセットにして裁判所分+相手方全員分写しが必要です。

\*1 → 戸籍謄本には、除籍謄本や改製原戸籍を含みます。 \*2 → 発行から 3ヶ月以内のもの。

※ 個人番号 (マイナンバー) の記載されている書面の提出はできませんので、ご注意下さい。

※ このほかにも、事案に応じて、書類等をご提出いただくことがあります。

※ 相手方に住所等を秘密にしている場合の留意事項については、別紙「**申立書や答弁書の「住所」の記載について**」をお読みください。

※ 資料提出の留意事項については、別紙「**調停・審判手続において提出する書類について**」をお読みください。

書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー 1 通及び他の当事者用のコピー (他の当事者が複数の場合には全員分)を提出するとともに、調停 (審判) 期日にはご自身用の控えを持参してください。

★ 申立てに関し、ご不明な点がある場合には、家事第 5 部受付係 (03-3502-5378) にお尋ねください。ただし、法律相談等の判断を要する質問は専門家や市区町村の無料法律相談等にお尋ねください。

# 申立書や答弁書の「住所」の記載について

東京家庭裁判所

## 申立書や答弁書に記載すべき「住所」とは

「生活の本拠」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するとともに、審理を行う管轄裁判所を定める基準のひとつとなります。

現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合や、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。

名所旧跡など「生活の本拠」とはおよそ考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合、**申立書等には、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができます**（もっとも、裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。）。

上記太字の場合、以下に説明する申立書や答弁書の非開示希望や当事者間秘匿の手続は不要です。

現在の住所を記載しなければならない場合に、その住所を相手に知られたくないときは以下の2つの手続の利用を御検討ください。



### 非開示希望

住所やその他の情報が相手に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、相手からの閲覧謄写申請に備えて、**事前に、あなたの希望を申し出る手続**です。

●住所について非開示希望が認められても、調停成立や審判のときには、調停調書等に記載する住所の申告が必要です。その場合、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができますが、裁判官から、現在の住所の申告を求められる場合があります。

●**非開示希望の手続は、申立書や答弁書以外の資料等に含まれる住所以外の情報についても利用できます**（あなたの勤務先やお子さんの学校名など）。

●**非開示希望を申し出るには、非開示の希望に関する申出書を提出してください。**

●裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数料等の負担はありません。

### 当事者間秘匿

あなたを特定する情報（あなたの氏名、本籍、住所等）が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるとき、**申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続**です。

●申立てには以下の①～④の提出が必要です。

① 秘匿決定の申立書

② 秘匿事項届出書面

③ あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての裏付け資料

④ 申立手数料 収入印紙500円

郵便切手(審判・調停と同時申立て) 500円×2枚

(上記以外) 500円×2枚、100円×1枚、84円×3枚、10円×1枚

●申立てが認められた場合、

・申立書等に「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。

・相手が取消し申立てなどをすることがあります。

●申立てが却下された場合、申立人は、不服申立て（即時抗告）ができます（申立手数料等が別途必要です。）。



どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

2つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を自分で選ぶですね。

# 調停・審判手続において提出する書類について

東京家庭裁判所

調停・審判手続では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停では調停委員会の指示に、審判では裁判官の指示に従って提出してください。

## 資料等を提出するときの留意点

- 書類には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることを書かないでください。
- 相手に知られたくない情報が資料に含まれている場合、裁判所に見せる必要がないと思われる部分（例：源泉徴収票の住所、マイナンバー等）に、マスキング（黒塗り）をして、その部分が見えないようにしてから提出してください。
- 相手に知られたくない情報の部分を裁判所が見る必要がある場合は、非開示希望の手続をしてください。
- 調停手続では、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日には、ご自身用の控えを持参してください（提出する書類を相手に見せる必要がある場合は、相手用及び裁判所用として、相手の人数+1通のコピーを提出してください。）。
- 審判手続では、提出された書類は、原則として、相手にも交付します。相手の人数+1通（裁判所用）のコピーを提出してください。

## 重要

**あなたの大切な情報は、あなた自身の手でしっかりと守ってください。**

裁判所は、あなたが提出する書面等に、知られたくない情報が含まれているかを把握することはできません。相手に知られたくない情報がマスキングされることなく、非開示希望の手続もされずに提出されると、その情報が相手に伝わってしまい、重大な事故が発生してしまうことがあります。

裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかり管理する必要があるんですね！



## 書類等の閲覧・謄写（相手が見たり、コピーしたりすること）について

- 申立書は、法律の定めにより、原則として相手方に送付されます。
- 手続の相手は、あなたが裁判所に提出した書類等の閲覧・謄写申請をすることができます。
- 調停手続では、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮し、閲覧謄写申請が相当と認められる場合には許可することがあります。
- 審判手続では、あなたが提出した書類等が審判の資料とされた場合において、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められない限り、相手からの閲覧謄写申請があったときは、許可されます。

## (主張書面及び証拠資料の提出について)

### 1 主張書面 (あなたの言い分や反論等を記載する書面) について

裁判官から「〇〇について記載してください」という指示があった場合は、そのことを中心にA4サイズ用の紙(たて向き)に記載してください。

主張書面には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることは書かないでください。

秘匿決定がされた場合は、住所や氏名に代えて、代替住所や代替氏名を記載すれば、真実の住所や氏名を記載したものとみなされます(代替氏名の場合は押印不要)。

#### (記載例)

|                                               |                          |
|-----------------------------------------------|--------------------------|
| と<br>じ<br>し<br>ろ<br><br>(<br>3<br>c<br>m<br>) | 令和〇年(家 )第〇〇〇〇号 次回期日 〇月〇日 |
|                                               | 申立人 〇〇〇〇                 |
|                                               | 相手方 〇〇〇〇                 |
|                                               | 主 張 書 面                  |
|                                               | 令和〇年〇月〇日                 |
|                                               | 申立人 〇 〇 〇 〇 印            |
|                                               | 〇〇に関する主張は、・・・・・・・・・・     |

### 2 資料 (あなたの言い分を裏付ける書類) の提出について

- ・ A4サイズの用紙に、原寸大でコピーしてください(上記1と同様に、用紙の左側に3cm程度のとじしろ(余白)を空けてください。)
- ・ 資料の原本は、調停期日又は審判期日に持参してください。
- ・ 相手に知られたくない情報やそのことを推測させる情報は書かないでください。それらの情報がある場合は、マスキング(黒塗り)をしてください。  
※ 原本に黒塗りしてしまうと、後でその部分の情報がわからなくなってしまいます。  
コピーに黒塗りをしただけでは隠した部分が裏側から透けて見えてしまう場合があります。コピーに黒塗りし、さらにコピーするといった工夫が考えられます。
- ・ 個人番号(マイナンバー)も、マスキング(黒塗り)をしてください(家庭裁判所では、マイナンバーが必要な手続はありません。マイナンバーが含まれる書類は、返却の上、再提出をお願いすることがあります。)
- ・ 後日、裁判官から、資料の内容を説明する書面の提出を求められる場合があります。

#### ※ マスキングのやり方(例) - 相手に自分の住所を秘匿している場合

|                           |                   |                                          |
|---------------------------|-------------------|------------------------------------------|
| 住所                        | 令和〇年分 給与所得の源泉徴収票  | マイナンバー                                   |
|                           | 東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇    | (受給者番号)<br>(個人番号) [黒塗り]<br>(役職名) 正社員     |
| (良い例) 黒塗りにより、文字が完全に隠れている。 | 支払金額 〇〇〇,〇〇〇円     | (悪い例) 文字の一部がはみ出している(情報が推測できてしまう場合があります。) |
|                           | (源泉)控除対象配偶者 [黒塗り] |                                          |
|                           | 個人番号又は法人番号 [黒塗り]  |                                          |
|                           | 住所(居所)又は所在地 [黒塗り] |                                          |
|                           | 氏名又は名称 [黒塗り]      |                                          |

勤務先(学校、通院している病院)などの情報がないかも、十分確認してください。

※以下のような書類については、特に**注意**してください。

- ◎収入関係書類(住所・勤務先・マイナンバー等)
  - ・ 源泉徴収票・給与明細書
  - ・ 確定申告書(写し)
  - ・ (非)課税証明書 など
- ◎診断書(通院先の病院)
- ◎通知表(通学する学校)
- ◎手紙、スマホの画面(住所、駅名や施設名など)

# 遺産分割調停の進め方

東京家庭裁判所家事第5部

## 相続人の範囲

①

誰が相続人かを確認します。

(注)

戸籍が事実と異なるなど相続人の範囲に問題がある場合には、人事訴訟等の手続きが必要です。

なお、相続人の中に認知症などで判断能力に問題がある方がいる場合には、成年後見等の手続きが必要です。

合意

## 遺産の範囲

②

原則として、被相続人が亡くなった時点で所有していて、現在も存在するものが、遺産分割の対象となる遺産であり、その範囲を確定します。

(注)

遺言書や遺産分割協議書で分け方が決まっている財産は、遺産分割の対象になりません。誰かが遺産を隠したり、勝手に使ってしまったという場合には、遺産分割以外の手続きが必要な場合があります。

合意

## 遺産の評価

③

遺産分割の対象となる遺産のうち、不動産等の評価額を確認します。

合意  
できない

鑑定が必要です。

鑑定費用は相続人の方にあらかじめ納めていただきます。

合意

## 各相続人の取得額

④

②で確認し、③で評価した遺産について、法定相続分に基づいて各相続人の取得額が決まります。ただし、法律の条件を満たす特別受益や寄与分が認められる場合には、それらを考慮して各相続人の取得額を修正します。

## 遺産の分割方法

⑤

④の取得額に基づいて、各相続人に分割します。  
遺産の分割方法には、現物分割(その物を分けること)、代償分割(物を分けるが、差額を金銭で調整すること)、換価分割(売却して金銭を分配すること)などがあります。

合意

調停成立



かーくん

**この申立書の写しは、法律の定めにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。**

|                                                               |                                    |                                                            |     |
|---------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----|
| 受付印<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>収入印紙 円<br>予納郵便切手 円 | 遺産分割                               | <input type="checkbox"/> 調停<br><input type="checkbox"/> 審判 | 申立書 |
|                                                               | (この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。) |                                                            |     |
|                                                               | (貼った印紙に押印しないでください。)                |                                                            |     |

|                             |                             |   |
|-----------------------------|-----------------------------|---|
| 家庭裁判所<br>御中<br><br>令和 年 月 日 | 申立人<br>(又は法定代理人など)<br>の記名押印 | 印 |
|-----------------------------|-----------------------------|---|

|      |                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                      |  |     |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----|
| 添付書類 | (審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)                                                                                                                                                 |                                                                                                                      |  | 準口頭 |
|      | <input type="checkbox"/> 戸籍(除籍・改製原戸籍) 謄本(全部事項証明書) 合計 通<br><input type="checkbox"/> 住民票又は戸籍附票 合計 通<br><input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書 合計 通<br><input type="checkbox"/> 有価証券写し 合計 通 | <input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書 合計 通<br><input type="checkbox"/> 預貯金通帳写し又は残高証明書 合計 通<br><input type="checkbox"/> |  |     |

|      |               |                  |  |
|------|---------------|------------------|--|
| 当事者  | 別紙当事者目録記載のとおり |                  |  |
| 被相続人 | 最後の住所         | 都 道<br><br>府 県   |  |
|      | フリガナ氏名        | 平成 年 月 日死亡<br>令和 |  |

|                                                                                                                                 |                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 申 立 て の 趣 旨                                                                                                                     |                |
| <input type="checkbox"/> 被相続人の遺産の全部の分割の( <input type="checkbox"/> 調停 / <input type="checkbox"/> 審判 ) を求める。                      |                |
| <input type="checkbox"/> 被相続人の遺産である別紙遺産目録記載の財産のうち、次の遺産の分割の( <input type="checkbox"/> 調停 / <input type="checkbox"/> 審判 ) を求める。※1 |                |
| 【土地】 .....                                                                                                                      | 【建物】 .....     |
| 【預・貯金】 .....                                                                                                                    | 【現金、株式等】 ..... |

|               |                                                                                                                                                                    |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申 立 て の 理 由   |                                                                                                                                                                    |
| 遺産の種類及び内容     | 別紙遺産目録記載のとおり                                                                                                                                                       |
| 特別受益※2        | <input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明                                                                              |
| 事前の遺産の一部分割※3  | <input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明                                                                              |
| 事前の預貯金債権の行使※4 | <input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明                                                                              |
| 申 立 て の 動 機   | <input type="checkbox"/> 分割の方法が決まらない。<br><input type="checkbox"/> 相続人の資格に争いがある。<br><input type="checkbox"/> 遺産の範囲に争いがある。<br><input type="checkbox"/> その他 ( ..... ) |

(注) 太枠の中だけ記入してください。□の部分は該当するものにチェックしてください。  
 ※1 一部の分割を求める場合は、分割の対象とする各遺産目録記載の遺産の番号を記入してください。  
 ※2 被相続人から生前に贈与を受けている等特別な利益を受けている者の有無を選択してください。「有」を選択した場合には、遺産目録のほか、特別受益目録を作成の上、別紙として添付してください。  
 ※3 この申立てまでにした被相続人の遺産の一部の分割の有無を選択してください。「有」を選択した場合には、遺産目録のほか、分割済遺産目録を作成の上、別紙として添付してください。  
 ※4 相続開始時からこの申立てまでに各共同相続人が民法909条の2に基づいて単独でした預貯金債権の行使の有無を選択してください。「有」を選択した場合には、遺産目録【預・貯金】に記載されている当該預貯金債権の欄の備考欄に権利行使の内容を記入してください。







この申立書の写しは、法律の定めにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

## 遺 産 目 録 (□特別受益目録, □分割済遺産目録)

### 【預・貯金】

| 番号 | 金融機関名, 支店名,<br>口座種別, 口座番号 | 残高              | 相続開始時額 | 備考<br>(通帳・証書等<br>の保管者) |
|----|---------------------------|-----------------|--------|------------------------|
|    |                           |                 | 現在額    |                        |
|    | 銀行<br>信金<br>農協            | 支店<br>支所        | 円      |                        |
|    | 普通<br>通常<br>[ ]           | 定期<br>定額<br>[ ] | 円      |                        |
|    |                           | 口座番号<br>(記号番号)  |        |                        |
|    | 銀行<br>信金<br>農協            | 支店<br>支所        | 円      |                        |
|    | 普通<br>通常<br>[ ]           | 定期<br>定額<br>[ ] | 円      |                        |
|    |                           | 口座番号<br>(記号番号)  |        |                        |
|    | 銀行<br>信金<br>農協            | 支店<br>支所        | 円      |                        |
|    | 普通<br>通常<br>[ ]           | 定期<br>定額<br>[ ] | 円      |                        |
|    |                           | 口座番号<br>(記号番号)  |        |                        |
|    | 銀行<br>信金<br>農協            | 支店<br>支所        | 円      |                        |
|    | 普通<br>通常<br>[ ]           | 定期<br>定額<br>[ ] | 円      |                        |
|    |                           | 口座番号<br>(記号番号)  |        |                        |
|    | 銀行<br>信金<br>農協            | 支店<br>支所        | 円      |                        |
|    | 普通<br>通常<br>[ ]           | 定期<br>定額<br>[ ] | 円      |                        |
|    |                           | 口座番号<br>(記号番号)  |        |                        |
|    | 銀行<br>信金<br>農協            | 支店<br>支所        | 円      |                        |
|    | 普通<br>通常<br>[ ]           | 定期<br>定額<br>[ ] | 円      |                        |
|    |                           | 口座番号<br>(記号番号)  |        |                        |

(注) この目録を特別受益目録又は分割済遺産目録として使用する場合には、(□特別受益目録又は□分割済遺産目録)の□の部分をチェックしてください。また、備考欄には、特別受益目録として使用する場合は被相続人から生前に贈与を受けた相続人の氏名、分割済遺産目録として使用する場合は遺産を取得した相続人の氏名を記載してください。



○ 遺産分割審判・調停申立書 記入例

この申立書の写しは、法律の定めにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

|                      |                                                                       |                     |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 受付印                  | <input checked="" type="checkbox"/> 調停<br><input type="checkbox"/> 審判 | 申立書                 |
| 申立書を提出する裁判所<br>作成年月日 | 遺産分割                                                                  |                     |
| 収入印紙 円               | (この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。)                                    |                     |
| 予納郵便切手 円             | 印紙                                                                    | (貼った印紙に押印しないでください。) |

|                                                                                                                                                      |                             |      |                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 家庭裁判所<br>御中<br>令和 <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日 | 申立人<br>(又は法定代理人など)<br>の記名押印 | 乙野春子 |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                              |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 添付書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | (審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)                                                                                                                                                         | 準口頭 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 合計 <input type="checkbox"/> 通<br><input checked="" type="checkbox"/> 住民票又は戸籍附票 合計 <input type="checkbox"/> 通<br><input checked="" type="checkbox"/> 固定資産評価証明書 合計 <input type="checkbox"/> 通<br><input checked="" type="checkbox"/> 有価証券写し 合計 <input type="checkbox"/> 通 | <input checked="" type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書 合計 <input type="checkbox"/> 通<br><input checked="" type="checkbox"/> 預貯金通帳写し又は残高証明書 合計 <input type="checkbox"/> 通<br><input type="checkbox"/> |     |

|      |               |                                                                                               |
|------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当事者  | 別紙当事者目録記載のとおり |                                                                                               |
| 被相続人 | 最後の住所         | 都道<br>○○ 府(県) ○○市○○町○番○号                                                                      |
|      | フリガナ氏名        | コウヤマ タロウ<br>甲山 太郎                                                                             |
|      |               | 平成 <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日死亡<br>(令和) |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申立ての趣旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <input checked="" type="checkbox"/> 被相続人の遺産の全部の分割の ( <input checked="" type="checkbox"/> 調停 / <input type="checkbox"/> 審判) を求める。<br><input type="checkbox"/> 被相続人の遺産である別紙遺産目録記載の財産のうち、次の遺産の分割の ( <input type="checkbox"/> 調停 / <input type="checkbox"/> 審判) を求める。※1<br>【土地】 ..... 【建物】 .....<br>【預・貯金】 ..... 【現金、株式等】 ..... |

|                |                                                                                                                                                                             |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申立ての理由         |                                                                                                                                                                             |
| 遺産の種類及び内容      | 別紙遺産目録記載のとおり                                                                                                                                                                |
| 特別受益 ※2        | <input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明                                                                            |
| 事前の遺産の一部分割 ※3  | <input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明                                                                            |
| 事前の預貯金債権の行使 ※4 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無 / <input type="checkbox"/> 不明                                                                            |
| 申立ての動機         | <input checked="" type="checkbox"/> 分割の方法が決まらない。<br><input type="checkbox"/> 相続人の資格に争いがある。<br><input type="checkbox"/> 遺産の範囲に争いがある。<br><input type="checkbox"/> その他 (.....) |

(注) 太枠の中だけ記入してください。□の部分は該当するものにチェックしてください。  
 ※1 一部の分割を求める場合は、分割の対象とする各遺産目録記載の遺産の番号を記入してください。  
 ※2 被相続人から生前に贈与を受けている等特別な利益を受けている者の有無を選択してください。「有」を選択した場合には、遺産目録のほかに、特別受益目録を作成の上、別紙として添付してください。  
 ※3 この申立てまでにした被相続人の遺産の一部の分割の有無を選択してください。「有」を選択した場合には、遺産目録のほかに、分割済遺産目録を作成の上、別紙として添付してください。  
 ※4 相続開始時からこの申立てまでに各共同相続人が民法909条の2に基づいて単独でした預貯金債権の行使の有無を選択してください。「有」を選択した場合には、遺産目録【預・貯金】に記載されている当該預貯金債権の欄の備考欄に権利行使の内容を記入してください。

○ 当事者目録 記入例

申立書の写しは相手方に送付されますので、あらかじめご了承ください。

この申立書の写しは、法律の定めにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

当事者目録

|                                                                         |            |                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 申立人<br><input type="checkbox"/> 相手方 | 住所         | 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇<br>〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号<br>〇〇アパート〇号                                                    |
|                                                                         | フリガナ<br>氏名 | オツノ ハルコ<br>乙野 春子<br>大正 〇年 〇月 〇日生<br>昭和 〇年 〇月 〇日生<br>平成 〇年 〇月 〇日生<br>令和 〇年 〇月 〇日生<br>( 〇〇 歳)  |
|                                                                         | 被相続人との続柄   | 長女                                                                                           |
| <input type="checkbox"/> 申立人<br><input checked="" type="checkbox"/> 相手方 | 住所         | 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇<br>東京都〇〇区〇〇町〇番〇号                                                                |
|                                                                         | フリガナ<br>氏名 | コウヤマ ハナコ<br>甲山 花子<br>大正 〇年 〇月 〇日生<br>昭和 〇年 〇月 〇日生<br>平成 〇年 〇月 〇日生<br>令和 〇年 〇月 〇日生<br>( 〇〇 歳) |
|                                                                         | 被相続人との続柄   | 妻                                                                                            |
| <input type="checkbox"/> 申立人<br><input checked="" type="checkbox"/> 相手方 | 住所         | 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇<br>東京都〇〇区〇〇町〇番〇号<br>〇〇ハイツ101                                                    |
|                                                                         | フリガナ<br>氏名 | コウヤマ ナツオ<br>甲山 夏夫<br>大正 〇年 〇月 〇日生<br>昭和 〇年 〇月 〇日生<br>平成 〇年 〇月 〇日生<br>令和 〇年 〇月 〇日生<br>( 〇〇 歳) |
|                                                                         | 被相続人との続柄   | 長男                                                                                           |

申立人と相手方（申立人以外の共同相続人全員）の区別を明らかにした上、該当する当事者全員を記入してください。

裁判所から連絡をとれるように正確に記入してください。ご不明な点があれば、申立書を提出される裁判所にお問い合わせください。

住所の記載方法については、別添「申立書や答弁書の「住所」の記載について」を参照してください。

## ○ 特別受益目録 記入例

被相続人から生前に贈与を受けている等、特別な利益を得ている者がいる場合には、遺産目録のほかに、「特別受益目録」を作成してください。

生前贈与等の内容を端的に記載してください。

遺産目録 (特別受益目録, 分割済遺産目録)  
【現金, 株式等】

| 番号 | 品目             | 単位 | 数量 (金額)    | 備考      |
|----|----------------|----|------------|---------|
| 1  | 平成〇年〇月頃の自宅購入資金 |    | 5,000,000円 | 相手方甲山夏夫 |

生前贈与等を受けた相続人の氏名を記載してください。

## ○ 分割済遺産目録 記入例

この申立てまでに、被相続人の遺産の一部の分割をしている場合には、遺産目録のほかに、「分割済遺産目録」を作成してください。

遺産目録 (特別受益目録, 分割済遺産目録)  
【建 物】

| 番号 | 所 在                                | 家 屋<br>番 号 | 種 類 | 構 造              | 床 面 積                   | 備 考            |
|----|------------------------------------|------------|-----|------------------|-------------------------|----------------|
| 1  | (区分所有建物)<br>〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号<br>〇〇ハイツ | 101        | 居宅  | 鉄筋コンクリ<br>ート造1階建 | 平方メートル<br>1階部分<br>65 00 | 相手方甲山<br>花子が取得 |

遺産を取得した相続人の氏名を記載してください。

## 遺産目録の記載例

遺産目録に掲載すべき遺産のうち、以下の遺産については、記載例を作成し、記載方法を説明していますので、これらを参考にして、遺産目録を作成してください。

|        |        |
|--------|--------|
| 土地     | 記載例 1  |
| 借地権    | 記載例 2  |
| 建物     | 記載例 3  |
| 未登記建物  | 記載例 4  |
| 区分所有建物 | 記載例 5  |
| 現金     | 記載例 6  |
| 預・貯金   | 記載例 7  |
| 株式     | 記載例 8  |
| 投資信託   | 記載例 9  |
| 国債     | 記載例 10 |
| 出資金    | 記載例 11 |

### 記載例 1 (土地)

#### 【土地】

| 番号 | 所 在         | 地 番      | 地 目         | 地 積                      | 備 考                         |
|----|-------------|----------|-------------|--------------------------|-----------------------------|
| 1  | 〇〇区〇〇1丁目    | ○ 〇<br>番 | 宅地          | 平方メートル<br>200            | 建物1の敷地                      |
| 2  | 〇〇県〇〇市〇〇1丁目 | ○ 〇      | 畑<br>(現況宅地) | 480 32<br>(現況)<br>493 86 | 被相続人持分<br>2/3, 申立人<br>持分1/3 |

※ 土地1筆ごとに番号を付けてください。

※ 所在欄，地番欄，地目欄，地積欄は，**登記事項証明書の記載のとおり**に記載してください。

※ 地目，地積について，**現況**が登記事項証明書の記載と異なるときは，**固定資産評価証明書等を参照しながら**，現況をカッコ書きで記載してください。

(例) 地目欄：「(現況 宅地)」 地積欄：「(現況〇〇平方メートル)」

※ 備考欄には次の事項を記載してください。

- **土地上の建物も遺産である場合**は，遺産目録【建物】の番号とその敷地である旨の記載

(例) 「建物1の敷地」

- **土地の利用状況** (土地上の建物の所有者，賃貸の状況など)

(例) 「相手方甲山夏夫所有建物の敷地」 「貸駐車場」 「〇〇に賃貸」

- **共有の場合**は，被相続人の持分割合，他の共有者の氏名及び持分割合

(例) 「被相続人 2/3, 相手方甲山花子 1/3」

- **被相続人以外の者が登記名義人である場合や相続登記をしている場合**は，登記名義人の氏名，相続登記である旨，相続人の持分割合

(例) 「登記名義人〇〇」 「相続登記 申立人 1/2 相手方 1/2」

### 記載例2 (借地権)

借地権も遺産となりますので、被相続人が土地を賃借して自宅を建てていたような場合などは、敷地の登記事項証明書及び賃貸借契約書を確認のうえ、遺産目録【土地】に借地権を記載してください。

#### 【土地】

| 番号 | 所 在                        | 地 番 | 地 目 | 地 積                      | 備 考    |
|----|----------------------------|-----|-----|--------------------------|--------|
| 1  | 借地権<br>(借地の表示)<br>〇〇区〇〇1丁目 | ○ ○ | 宅地  | 550 32<br>借地部分<br>378 45 | 建物2の敷地 |

※ 所在欄に「借地権」「(借地の表示)」と記載した上、登記事項証明書の記載のとおりに所在欄、地番欄、地目欄、地積欄を記載してください。

※ 借地部分が1筆の土地の一部である場合は、地積欄に、「借地部分」と記載した上で、借地面積（賃貸借契約書に記載されている面積等）を記載してください。

※ 備考欄には次の事項を記載してください。

- 土地上の建物について、遺産目録【建物】の番号とその敷地である旨の記載  
(例) 「建物1の敷地」
- 土地の利用状況 (土地上の建物の所有者、転貸の状況など)  
(例) 「相手方甲山夏夫所有建物の敷地」「貸駐車場」「〇〇に転貸」

### 記載例3 (建物)

#### 【建物】

| 番号 | 所 在          | 家 屋 番 号 | 種 類  | 構 造                 | 床 面 積                                 | 備 考                |
|----|--------------|---------|------|---------------------|---------------------------------------|--------------------|
| 1  | 〇〇区〇〇1丁目1番地1 | 1番1     | 居宅   | 木造瓦葺平家建<br>(現況 2階建) | 平方メートル<br>90<br>(現況)<br>2階部分<br>60 44 | 申立人居住敷地は土地1        |
| 2  | 〇〇区〇〇1丁目1番地1 | 1番1     | 共同住宅 | 鉄骨造陸屋根<br>2階建       | 1階320 47<br>2階480 73                  | 貸アパート敷地利用権は土地3の借地権 |

※ 建物1棟ごとに番号を付けてください。

※ 所在欄、家屋番号欄、種類欄、構造欄、床面積欄は、登記事項証明書の記載のとおりに記載してください。

※ 構造、床面積について、現況が登記事項証明書の記載と異なるときは、固定資産評価証明書等を参照しながら、現況をカッコ書きで記載してください。

(例) 構造欄：「(現況 2階建)」 床面積欄：「(現況 ○○平方メートル)」

※ 備考欄には次の事項を記載してください。

- **建物の敷地や借地権も遺産である場合**は、遺産目録【土地】の番号と敷地である旨の記載  
(例) 「敷地は土地 1, 2」 「敷地利用権は借地権 3」
- 建物の敷地が相続人等の所有で敷地利用権について明示の契約がない場合等は**敷地の所有者名**  
(例) 「敷地は相手方甲山花子所有」
- **建物の利用状況** (居住者の氏名, 賃貸の状況など)  
(例) 「相手方居住」, 「○○に賃貸」
- **共有の場合**は、被相続人の持分割合, 他の共有者の氏名及び持分割合  
(例) 「被相続人 2/3, 相手方甲山花子 1/3」
- **被相続人以外の者が登記名義人である場合や相続登記している場合**は、登記名義人の氏名, 相続登記である旨, 相続人の持分割合  
(例) 「登記名義人○○」 「相続登記 申立人 1/2 相手方 1/2」

#### 記載例 4 (未登記建物)

##### 【建 物】

| 番号 | 所 在                           | 家 屋<br>番 号 | 種 類 | 構 造               | 床 面 積 | 備 考      |
|----|-------------------------------|------------|-----|-------------------|-------|----------|
| 1  | (未登記建物)<br>○○県○○市○○1丁<br>目2-3 |            | 居宅  | 木造亜鉛メッキ<br>鋼板葺平家建 | 32 46 | 敷地は相手方所有 |

※ 所在欄に「(未登記建物)」と記載した上で、**固定資産評価証明書の記載のとおり**に、所在欄, 種類欄, 構造欄, 床面積欄を記載してください。固定資産評価証明書にも掲載されていない場合は、建築図面等に基づき、できるだけ正確に、所在欄, 種類欄, 構造欄, 床面積欄を記載してください。

※ 備考欄の記載は、記載例3を参照してください。

#### 記載例 5 (区分所有建物)

##### 【建 物】

| 番号 | 所 在                               | 家 屋<br>番 号 | 種 類 | 構 造              | 床 面 積         | 備 考 |
|----|-----------------------------------|------------|-----|------------------|---------------|-----|
| 1  | (区分所有建物)<br>○○区○○1丁目1番地1<br>第一ハイツ | 101        | 居宅  | 鉄筋コンクリ<br>ート造1階建 | 1階部分<br>98 22 |     |

※ マンションなどの区分所有建物の場合は、以下のとおり、登記事項証明書中の、次の各欄に記載されている事項を記載してください。

- 所在欄

「(区分所有建物)」と記載したうえ、「【表題部】(一棟の建物の表示)」に記載されている

### 所在と建物の名称

- 家屋番号欄

「【表題部】(専有部分の建物の表示)」に記載されている**建物の名称**  
(家屋番号ではありませんので、よくご確認ください。)

- 種類欄

「【表題部】(専有部分の建物の表示)」に記載されている**種類**

- 構造欄

「【表題部】(専有部分の建物の表示)」に記載されている**構造**

- 床面積欄

「【表題部】(専有部分の建物の表示)」に記載されている**床面積**  
(**階数**も必ず記載するようにしてください。)

☆ 「【表題部】(専有部分の建物の表示)」の下部に「【表題部】(敷地権の表示)」の記載がない場合は、区分所有建物についてなされた登記の効力が、その敷地の共有持分には及びません。この場合には、敷地の共有持分を、区分所有建物とは別個に遺産として目録に記載する必要がありますので、**敷地の登記事項証明書**を確認したうえ、敷地について、記載例1のとおり、遺産目録【土地】に記載し、その備考欄に「建物○の敷地」と記載し、さらに区分所有建物の備考欄にも「敷地は土地○」と記載してください。

## 記載例6 (現金)

### 【現金，株式等】

| 番号 | 品目            | 単位 | 数量 (金額)    | 備考        |
|----|---------------|----|------------|-----------|
| 1  | 現金            |    | 424,534円   | 相手方甲山花子保管 |
| 2  | 現金(〇〇銀行預金払戻金) |    | 1,250,000円 | 申立人保管     |

※ 品目欄に「現金」と記載してください。

※ 備考欄に、必ず**保管者**を記載してください。

※ 相続開始後に預金を払い戻すなどして現金化し、申立時点において保管されている現金がある場合には、現金として記載したうえ、本来の財産の内容をカッコ書きで明らかにしてください。

(例) 「現金(〇〇銀行預金払戻金)」 「現金(〇〇還付金)」

## 記載例7 (預・貯金)

### 【預・貯金】

| 番号 | 金融機関名, 支店名,<br>口座種別, 口座番号                                                                                                                                                                                                                                                                | 残高         | 相続開始時額 | 備考<br>(通帳・証書等<br>の保管者)                                                    |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------|---------------------------------------------------------------------------|
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            | 現在額    |                                                                           |
| 1  | 〇〇〇〇 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">銀行<br/>信金<br/>農協</span> 〇〇 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">支店<br/>支所</span>                                                                                       | 3,000,000円 |        | 通帳は申立人<br>保管                                                              |
|    | 普通・定期<br>通常・定額<br>[ ]<br>口座番号 〇〇〇〇〇〇-〇〇<br>(記号番号)                                                                                                                                                                                                                                        | 3,000,000円 |        |                                                                           |
| 2  | ゆうちょ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">銀行<br/>信金<br/>農協</span> 支店<br>支所                                                                                                                                                                           | 2,000,000円 |        | 通帳は相手方<br>甲山花子保管                                                          |
|    | 普通・定期<br>通常・定額<br>[ ]<br>口座番号 〇〇〇〇〇-<br>(記号番号) 〇〇〇〇〇〇                                                                                                                                                                                                                                    | 1,000,000円 |        |                                                                           |
| 3  | 〇〇〇〇 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">銀行<br/>信金<br/>農協</span> 〇〇 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">支店<br/>支所</span>                                                                                       | 1,500,000円 |        | 通帳の保管者<br>不明<br>相続開始後, 本<br>件申立て前に<br>相手方が50<br>万円払い戻し                    |
|    | 普通・定期<br>通常・定額<br>[貯蓄]<br>口座番号 〇〇〇〇〇〇<br>(記号番号)                                                                                                                                                                                                                                          | 1,000,000円 |        |                                                                           |
| 4  | 〇〇〇〇 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">信組</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">銀行<br/>信金<br/>農協</span> 〇〇 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">営業所</span> 支店<br>支所 | 3,000,000円 |        | 通帳の保管者<br>不明<br>相続開始後, 本<br>件申立て前に<br>預貯金債権の<br>単独行使によ<br>り相手方が5<br>0万円取得 |
|    | 普通・定期<br>通常・定額<br>[ ]<br>口座番号 〇〇〇〇〇〇<br>(記号番号)                                                                                                                                                                                                                                           | 2,500,000円 |        |                                                                           |

- ※ ゆうちょ銀行の場合は、支店名の記載は不要です。口座種別及び記号番号を記入してください。
- ※ 外貨預金も預金として記載してください。外貨建てMMFは投資信託として記載してください。
- ※ 残高欄には、通帳を記帳したり金融機関から残高証明書を取得したりするなどして、相続開始時額、現在額を記載してください。(相続開始時額が不明の場合には、現在額のみ記載でも構いません。)
- ※ 備考欄には、**通帳や証書の保管者**を記載してください。

(例) 「通帳は相手方甲山花子保管」「証書の保管者は不明」

被相続人の死後、本件申立て前に払い戻された(処分された)預貯金で、民法906条の2に基づいて遺産とみなすものは、番号3のように、その払戻しをした者(処分者)と払戻金の合計額を記載してください。

被相続人の死後、本件申立て前に民法909条の2に基づいて単独で預貯金債権を行使した共同相続人がいるときは、番号4のように、その行使者と払戻金の合計額を記載してください。

## 記載例8 (株式)

株式には、上場株式と非上場株式があります。上場株式とは、東京証券取引所などで取引が行われる株式で、新聞などで株価が確認できる株式です。上場株式以外のものは、すべて非上場株式となります。

**【現金、株式等】**

| 番号 | 品目                       | 単位   | 数量 (金額) | 備考                           |
|----|--------------------------|------|---------|------------------------------|
| 1  | 〇〇株式会社 株式                | 49円  | 8,000株  | 〇〇証券〇〇支店<br>扱い<br>令和〇年〇月〇日終値 |
| 2  | 株式会社△△ 株式                | 353円 | 300株    | 保振制度手続未了<br>令和〇年〇月〇日終値       |
| 3  | ××株式会社 株式<br>(代表取締役 申立人) |      | 1,200株  | 株券は申立人保管                     |

※ **上場株式**は、品目欄に**株式会社名**と「**株式**」、単位欄に**1株当たりの株価**（その株式の売買単位ではありませんので、ご注意ください。）を記載し、数量（金額）欄に株式数を記載してください。

※ 上場株式については、備考欄に次の事項を記載してください。

○ **取扱証券会社名と支店名**

（例）「〇〇証券〇〇支店扱い」

○ 株券電子化以降に証券保管振替機構に対する預託手続がまだ行われていない場合

（例）「**保振制度手続未了**」

○ 株価の基準時

申立て直近の日の終値を記載してください。（例）「令和〇年〇月〇日終値」

※ **非上場株式**は、品目欄に**会社名**と「**株式**」のほか、**相続人やその親族が代表者の場合は**かつこ書きで**代表取締役の氏名等**の記載を、数量（金額）欄に株式数を記載してください。単価欄は記載する必要はありません

※ 相続人が株券を保管しているときは、その旨を備考欄に記載してください。

（例）「株券は相手方甲山花子保管」

※ 旧有限会社（特例有限会社）の出資持分も、非上場株式に準じて株式に記載してください。

**記載例 9**（投資信託）

**【現金、株式等】**

| 番号 | 品目                                           | 単位 | 数量 (金額)                | 備考 |
|----|----------------------------------------------|----|------------------------|----|
| 1  | (投資信託)<br>〇〇証券〇〇支店<br>MMF<br>(契約番号 〇〇〇-〇〇〇〇) | 1円 | 8,543口<br>(令和〇年〇月〇日残高) |    |

※ 品目欄に「(投資信託)」と記載した上、**取扱証券会社名と支店名、商品の名称、契約番号**を、単位

欄に1口あたりの金額を、数量（金額）欄に口数を記載してください。

※ 数量（金額）欄には、取扱証券会社から残高証明書を取得するなどして、申立て直近の口数を記載してください（記載例7の預・貯金を参照して、同じように記載してください。）。

### 記載例10（国債）

#### 【現金，株式等】

| 番号 | 品目                                  | 単位         | 数量（金額） | 備考 |
|----|-------------------------------------|------------|--------|----|
| 1  | (国債)<br>△△銀行〇〇支店取扱い<br>利付国債10年第524回 | 額面<br>10万円 | 4口     |    |

※ 品目欄に「(国債)」と記載した上、取扱金融機関名と支店名、国債の種類・発行回数（たとえば、利付国債10年第〇〇回など）を記載し、単位欄に額面金額を、数量（金額）欄に口数を記載してください。

### 記載例11（出資金）

#### 【現金，株式等】

| 番号 | 品目                  | 単位  | 数量（金額） | 備考 |
|----|---------------------|-----|--------|----|
| 1  | (出資金)<br>〇〇信用金庫〇〇支店 | 1万円 | 2口     |    |

※ 品目欄に「(出資金)」と記載した上、出資先の金融機関名と支店名を記載し、単位欄に1口あたりの出資金額を、数量（金額）欄に出資口数を記載してください。

## 事情説明書 (遺産分割)

ふりがな

令和 年 月 日

申立人

印

この書類は、申立ての内容に関する事項を記載していただくものです。あてはまる事項にチェックを付け(複数可)、必要事項を記入の上、申立書とともに提出してください。

なお、調停手続では、この書類は相手方には送付しませんが、相手方から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。審判手続では、相手方に送付しますので、審判を申し立てる方は、相手方人数分のコピーも併せて提出してください。

(代理人弁護士の方へ) 本書面は、申立人本人作成、代理人作成のいずれでもかまいません。申立書と重複した内容があっても、お手数ですが記載してください。

## 第1 遺産分割の前提となる問題についてお聞きします。

|                                                                |                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1【遺言書】<br>被相続人の遺言書はありましたか？                                     | <input type="checkbox"/> 遺言書はなかった。<br><input type="checkbox"/> 公正証書による遺言書があった。<br><input type="checkbox"/> 自筆証書による遺言書があった。 ⇒下記 ※へ<br><input type="checkbox"/> 分からない。 |
|                                                                | ※ 裁判所による遺言書の検認は受けましたか？<br><input type="checkbox"/> 検認を受けた。<br>( 家庭裁判所 支部 平成・令和 年(家)第 号)<br><input type="checkbox"/> まだ検認を受けていない。<br><input type="checkbox"/> 分からない。  |
| 2【遺産分割協議】<br>相続人間で遺産分割について話し合いましたか？                            | <input type="checkbox"/> 遺産分割の話し合いがまとまった。 ⇒下記 ※へ<br><input type="checkbox"/> 遺産分割を話し合ったがまとまらなかった。<br><input type="checkbox"/> 遺産分割について話し合っていない。                      |
|                                                                | ※ 遺産分割協議書を作りましたか？<br><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ                                                                                        |
| 3【事前の遺産の一部分割】<br>この申立てまでに、被相続人の遺産の一部のみを対象にして、分割をしたことがありますか？    | <input type="checkbox"/> はい。 ⇒下記 ※へ<br><input type="checkbox"/> いいえ。                                                                                                 |
|                                                                | ※ 分割の際にどのような書面を作りましたか？<br><input type="checkbox"/> 裁判所の審判書又は調停調書(事件番号 家庭裁判所 支部 平成・令和 年(家)第 号)<br><input type="checkbox"/> 遺産分割協議書<br><input type="checkbox"/> その他( ) |
| 4【事前の預貯金債権の行使】<br>この申立てまでに、民法909条の2に基づいて預貯金債権を単独で行使した相続人はいますか？ | <input type="checkbox"/> はい。 ⇒下記 ※へ<br><input type="checkbox"/> いいえ。<br><input type="checkbox"/> 分からない。                                                              |
|                                                                | ※ 権利行使の内容が分かる文書がありますか？<br><input type="checkbox"/> はい。(□金融機関発行の証明書等 □その他( ))<br><input type="checkbox"/> いいえ。                                                        |
| 5【相続人の範囲】<br>誰が相続人なのか明らかですか？                                   | <input type="checkbox"/> 明らかである(申立書の当事者目録のとおりである。)<br><input type="checkbox"/> 明らかでない。<br>(その人の氏名 )<br>(被相続人との続柄 )<br>(明らかでない理由 )                                    |

|                                                                                                                    |                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>6【相続人の判断能力】</b><br>相続人の中に、認知症や精神障害などがあって、ご自身で物事を判断することが困難な方はいますか？                                               | <input type="checkbox"/> いない。<br><input type="checkbox"/> いる。（相続人名） ⇒下記 ※へ<br><input type="checkbox"/> 分からない。                 |
|                                                                                                                    | ※ 家庭裁判所で後見人等を選任しましたか？<br><input type="checkbox"/> 選任した。<br>（ 家庭裁判所 支部 平成・令和 年（家）第 号）<br><input type="checkbox"/> 選任していない。     |
| <b>7【相続人の行方不明】</b><br>相続人の中に、行方不明の方はいますか？                                                                          | <input type="checkbox"/> いない。<br><input type="checkbox"/> いる。（相続人名） ⇒下記 ※へ                                                    |
|                                                                                                                    | ※ 家庭裁判所で不在者財産管理人を選任しましたか？<br><input type="checkbox"/> 選任した。<br>（ 家庭裁判所 支部 平成・令和 年（家）第 号）<br><input type="checkbox"/> 選任していない。 |
| <b>8【遺産の範囲】</b><br>遺産かどうかははっきりしないものがありますか？                                                                         | <input type="checkbox"/> 遺産目録のとおりである。<br><input type="checkbox"/> 概ね遺産目録のとおりだが、他に遺産かもしれないものがある。それは、次のものです。                    |
|                                                                                                                    | [ ]                                                                                                                           |
| <b>遺言書、遺産分割協議書、一部分割の審判書、一部分割の調停調書又は預貯金債権の単独行使の内容が分かる金融機関発行の証明書等をお持ちの方は、初めての期日の1週間前までに、その写しを家事5部宛に郵送又はFAXして下さい。</b> |                                                                                                                               |

|                                                         |                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第2 被相続人についてお聞きします。</b>                               |                                                                                                                                                           |
| <b>1</b> 被相続人の死亡原因と死亡までの状態（入院していたとか寝たきりであったなど）をお書きください。 | 死亡原因（ ）<br>年 月まで（ ）<br>年 月まで（ ）<br><input type="checkbox"/> 分からない。                                                                                        |
| <b>2</b> 被相続人と同居していた相続人はいますか？                           | <input type="checkbox"/> いない。<br><input type="checkbox"/> いる。（その相続人の名前） 期間 年 か月）<br><input type="checkbox"/> 分からない。                                       |
| <b>3</b> 被相続人の身の回りの面倒をみていた相続人はいますか？                     | <input type="checkbox"/> いない。<br><input type="checkbox"/> いる。（その相続人の名前） 期間 年 か月）<br><input type="checkbox"/> 分からない。                                       |
| <b>4</b> 被相続人はどのように生計を立てていましたか？                         | <input type="checkbox"/> 自己の収入で生計を立てていた。<br><input type="checkbox"/> 相続人（ ）が扶養していた。<br><input type="checkbox"/> その他（ ）<br><input type="checkbox"/> 分からない。 |
| <b>5</b> 被相続人の生前、同人から不動産や多額の金銭の贈与を受けた相続人はいますか？          | <input type="checkbox"/> いない。<br><input type="checkbox"/> いる。（その相続人の名前） 内容（ ）<br><input type="checkbox"/> 分からない。                                          |
| <b>6</b> 被相続人に債務がありますか？                                 | <input type="checkbox"/> ない。<br><input type="checkbox"/> ある。（内容） 残債務額（ ）<br><input type="checkbox"/> 分からない。                                               |

| 第3 今回の申立てについてお聞きします。                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 調停・審判を申し立てるまでのいきさつを教えてください。(該当するもの全てにチェックしてください。)             | <input type="checkbox"/> 遺産分割の話し合いをした。⇒下記 ※へ<br><input type="checkbox"/> 遺産分割の話し合いをしなかった。<br>(理由 _____ )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                                                                 | ※ なぜ話し合いがまとまらなかったと思いますか? *複数回答可<br><input type="checkbox"/> 【遺言書の有効性】を巡って争いになってしまったから。<br><input type="checkbox"/> 【遺産分割協議書の有効性】を巡って争いになってしまったから。<br><input type="checkbox"/> 【相続人の範囲】を巡って争いになってしまったから。<br><input type="checkbox"/> 【遺産の範囲】を巡って争いになってしまったから。<br><input type="checkbox"/> 感情的に対立してしまい、話にならなかったから。<br><input type="checkbox"/> 話し合いに応じなかったり、避けたりしている相続人がいるから。<br><input type="checkbox"/> 被相続人の債務や税金・葬儀費用等の分担を巡って争いになってしまったから。<br><input type="checkbox"/> 使途不明金など過去の管理状況を巡って争いになってしまったから。<br><input type="checkbox"/> 遺産を独占しようとしたり、法定相続分を超える遺産を取得しようとしたりする相続人がいたから。<br><input type="checkbox"/> 代償金をいくら払うかで揉めたから。<br><input type="checkbox"/> 誰が何を取得するかで揉めたから。<br><input type="checkbox"/> その他 ( _____ )<br><input type="checkbox"/> 分からない。 |
| 2 主に争いがあるのは、どの相続人(もしくはグループ)の間ですか?                               | <input type="checkbox"/> 分からない。<br><input type="checkbox"/> ( _____ ) VS ( _____ ) VS ( _____ )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 3 【この欄は、申立ての趣旨が一部分割申立ての場合に記入してください。】<br>遺産の一部の分割を求める理由をお書きください。 | 【理由】<br>[ _____ ]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

| 第4 分割方法についてお聞きします。       |                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あなたの希望する分割方法についてお書きください。 | <input type="checkbox"/> 現物の取得を希望する。(遺産目録の番号をお書きください。)<br>【土地】番号 _____ 【建物】番号 _____ 【 _____ 】番号 _____<br>取得を希望する理由：                                                                                                                            |
|                          | <input type="checkbox"/> 配偶者居住権の取得を希望する。(【建物】番号 _____ )<br><input type="checkbox"/> 被相続人の死亡時にその建物に住んでいましたか? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ<br><input type="checkbox"/> 金銭で欲しい。<br><input type="checkbox"/> まだ決めていない。 |



送達場所等届出書（変更届出書）

令和 年 月 日

申立人／相手方／同手続代理人 氏名： \_\_\_\_\_ 印

- ・ この書面は、他の当事者には送付しませんが、他の当事者が希望し裁判官が許可すれば、反対当事者が閲覧又はコピーをする可能性があります。
- ・ この書面の中に非開示を希望する情報がある場合は、別途「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載の上、この書面と一体にして提出してください。

私の送達場所等を次のとおり届け出ます（(1)～(4)のいずれかに✓して必要事項を記載してください。）。

 (1) 申立書記載の住所のとおり (2) 次の場所（実家 その他（ \_\_\_\_\_ ））

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ 方）

※ この場所があなたが常時いる場所ではない場合、次の□に✓をし、あなた宛ての郵便を代わって受け取ってくれる人（送達受取人）の名前とあなたとの関係を記入してください。  送達受取人を次のとおり届け出ます。

氏名： \_\_\_\_\_ あなたとの関係： \_\_\_\_\_

 (3) 就業場所（勤務先）（勤務先の名称： \_\_\_\_\_ ）

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

 (4) 委任状記載の弁護士事務所の住所のとおり

- ・ この届出により、裁判所からあなた宛ての郵便物は全て届け出た場所宛てに送付（送達）されます。届け出た場所で送達できなかった場合、あなたに書類が現実には届かないまま手続が進行する可能性がありますので、届け出る場所（送達場所）は慎重に選んでください。

※ 裁判所が送付する書面のほとんど（期日通知書等）は、普通郵便で送達場所宛てに送りますが、審判、決定及び調書の謄本等については、特別送達郵便（配達員が対面で郵便物を渡し、受領印等をいただく方法）で送る場合があります。

- ・ 一度届け出た送達場所等を変更する場合には、変更届出書の提出が必要です。
- ・ 記載に当たっては、集合住宅の場合は建物名・部屋番号まで、勤務先の場合は社名・店名まで正確に記載してください。

\* この用紙はコピーして使用してください。\*

令和 年（家 ）第 号

## 非開示の希望に関する申出書

\* 裁判所にだけ伝えたい情報（非開示希望情報）が書かれた書面を提出する場合には、**非開示を希望する書面ごと**にこの申出書を作成し、本申出書の下に、ステープラー（ホチキスなど）で留めて一体として提出して下さい（ファクシミリ不可）。本申出書がない場合、非開示の希望があるものとは扱われません。

\* 非開示を希望しても、裁判官の判断により、開示されることがあります。

1 別添の書面については、【全て マーカー部分】を非開示とすることを希望します。

※ 書面の一部について非開示を希望する場合、その部分が分かるようにマーカーで色付けするなどして特定してください。

2 非開示を希望する理由は、以下のとおりです（複数選択可。カッコ内に具体的な理由を記載してください。）。

\* 住所、氏名やそれを推測させる情報については、その記載部分を個別具体的に特定した上で、非開示希望を申し出ることができます。(1)~(4)のいずれかの理由がある場合は、他方当事者等から閲覧謄写の申請があったとしても不許可となりますが、非開示希望の申出がない場合は、閲覧謄写の申請が許可されますので、十分にご注意ください。

- (1)  事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれがある。  
(理由：.....)
- (2)  当事者や第三者の私生活・業務の平穩を害するおそれがある。  
(理由：.....)
- (3)  当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがある。  
(理由：.....)
- (4)  当事者や第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者の名誉を著しく害するおそれがある。  
(理由：.....)
- (5)  その他（具体的な理由を書いてください。なお、住所、氏名やそれを推測させる情報は、(1)ないし(4)のいずれにも該当せず「その他」のみを理由に非開示を希望することはできません。）

.....  
.....  
.....

令和 年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

\* 本書面は、**非開示を希望する書面がある場合に限り提出**してください。

ステープラー（ホチキスなど）で留めて下さい。





# 記載例

令和 ● 年 ● 月 ● 日

事件番号 令和 ● 年 (家イ) 第 ●●●●● 号

事件名 遺産分割申立事件

申立人 乙 川 春 子

相手方 甲 野 花 子 外●名

申立人 乙 川 春 子 ㊞

## 資料説明書

| 通し番号 | 資料のタイトル              | 資料の内容            | 備考                         |
|------|----------------------|------------------|----------------------------|
| 甲1   | ●●銀行●●支店の通帳コピー       | 被相続人の遺産である預金の残高  | 遺産目録番号<br>1                |
| 甲2   | 残高証明書<br>(●●銀行●●支店)  | 被相続人の遺産である預金の残高  | 遺産目録番号<br>2, 3             |
| 甲3   | ●●証券の残高証明書           | 被相続人の遺産である株式     | 遺産目録番号<br>4                |
| 甲4   | ●●銀行●●支店のMRF証券コピー    | 被相続人の遺産である投資信託   | 遺産目録番号<br>5~8              |
| 甲5   | 不動産査定書               | 被相続人の遺産である不動産の評価 | 遺産目録番号<br>【土地】 1<br>【建物】 1 |
| 甲6   | 相続分譲渡証書<br>(丙野次郎分)   | ●●に相続分譲渡がされたこと   |                            |
| 甲7   | 相続放棄受理証明書<br>(丁野三郎分) | 相続放棄をしたこと        |                            |
| 甲8   | 遺産分割協議書コピー           | 未分割遺産の範囲を示す      |                            |
| 甲9   | 遺言書コピー               | 未分割遺産の範囲を示す      |                            |

- 資料説明書は、裁判所及び他の当事者が、あなたが提出した資料を見ただけではわかりにくいことがあるため、資料の内容等を説明するためのものです。別添の書式を利用して作成してください。なお、同書式を利用しない場合には、A4判の用紙を用いて作成してください（左側をとじしろとして、3.5cm程度空けてください。）。提出する資料と同じように、資料説明書も裁判所用、他の当事者の人数分の通数を作成し、あなた用の控えも作成してください（1部を手書きで作成し、必要通数分をコピーで作成することで構いません。）。
- 通し番号欄は、甲1号証の場合は「甲1」とし、甲2、甲3と続けて記載してください。申立人が複数の場合には、「甲イ1」、「甲ロ1」などと記載して頂きますが、具体的には裁判所が指示します。
- 資料のタイトル欄には、資料に表示されているタイトル名（例：残高証明書）を記載します。タイトル名が表示されていない場合には、資料の内容に相応するタイトル名（例：被相続人の手帳）を記載します。
- 資料の内容欄には、上記の記載例を参考にして、資料の内容を簡潔に記載してください。

# 資料の提出について

## 《遺産目録》

**遺産目録** (□特別受益目録, □分割済遺産目録)

【預・貯金】

| 番号 | 金融機関名, 支店名,<br>口座種別, 口座番号                 | 残高         | 相続開始時額 |  | 備考<br>(通帳・証書等<br>の保管者) |
|----|-------------------------------------------|------------|--------|--|------------------------|
|    |                                           |            | 現在額    |  |                        |
| 1  | 〇〇銀行 〇〇支店<br>(普通・定期・通帳・定期)<br>口座番号 〇〇〇〇〇  | 1,000,000円 |        |  | 通帳は申立人<br>保管。          |
|    |                                           | 1,000,000円 |        |  |                        |
| 2  | △△銀行 △△支店<br>(普通・定期・通帳・定期)<br>口座番号 12345  | 781,980円   |        |  | 通帳は相手方<br>〇〇保管。        |
|    |                                           | 781,980円   |        |  |                        |
| 3  | △△銀行 △△支店<br>(普通・定期・通帳・定期)<br>口座番号 345678 | 623,579円   |        |  | 通帳は相手方<br>〇〇保管。        |
|    |                                           | 623,579円   |        |  |                        |

## 《資料証明書》

事件番号 令和〇年(家)第〇〇〇〇号 令和〇年〇月〇日

事件名 遺産分割申立事件

申立人 乙川 春子

相手方 甲野 花子 外〇名

申立人 乙川 春子 ㊞

### 資料説明書

| 通し番号 | 資料のタイトル             | 資料の内容               | 備考             |
|------|---------------------|---------------------|----------------|
| 甲1   | 〇〇銀行〇〇支店の<br>通帳コピー  | 被相続人の遺産であ<br>る預金の残高 | 遺産目録<br>番号1    |
| 甲2   | 残高証明書<br>(△△銀行△△支店) | 被相続人の遺産であ<br>る預金の残高 | 遺産目録<br>番号2, 3 |
|      |                     |                     |                |

## 《甲号証(証拠・資料)》

甲第2号証

被相続人 甲野 太郎 様

相続人 乙川 春子 様

### 残高証明書

|      |             |
|------|-------------|
| 合計金額 | ¥1,405,559※ |
|------|-------------|

△年△月△日現在

| 種類   | 番号     | 金額      | 摘要 |
|------|--------|---------|----|
| 普通預金 | 12345  | 781,980 |    |
| 定期預金 | 345678 | 623,579 |    |

一致

一致

- ①甲号証とは、遺産目録【預・貯金】、【現金、株式等】に記載されている遺産の現状・内容、評価額に関する資料(例えば:通帳写し、残高証明書、証書、不動産評価査定書など)です。
- ②資料そのもの(原本)をお出し頂くのではなく、写し(コピー)でご提出ください。
- ③A4サイズ(両面使用可)。左綴じとなるので余白を3.5cm程空けてください。

個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は提出できませんので、マスキング処理をしてご提出ください。

# 【遺産分割調停に必要な添付資料（申立人用）】

| 必要書類                            | 原本・写     | 認証期限等       | 部数          | 資料の対象・内容等                                                                                          | 資料の請求先                             |
|---------------------------------|----------|-------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| ①戸籍謄本                           | 原本<br>※1 | 3ヶ月以内<br>※2 | 1部          | 相続人全員                                                                                              | 【戸籍関係, 戸籍の附票】<br>本籍地の市区町村役場        |
| ②戸籍謄本<br>(除籍謄本・改製原戸籍謄本)         | 原本       | なし          | 1部          | 被相続人(亡くなった方)<br>(生まれてから死亡するまでの間の連続した全戸籍)<br>※相続人の範囲や死亡の前後によっては、更に必要な戸籍がある場合があります。                  | 戸籍担当係(本籍地, 戸籍の筆頭者又は戸主で特定)          |
| ③戸籍の附票<br>(または住民票)              | 原本       | 3ヶ月以内       | 1部          | 相続人全員<br>※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの                                                                     | 【住民票関係】                            |
| ④戸籍の附票<br>(または住民票除票)            | 原本       | なし          | 1部          | 被相続人(亡くなった方)<br>※戸籍の附票の場合、本籍の記載があるもの<br>(戸籍から除かれた日が令和4年1月11日より前の場合)<br>※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの       | 住所地の市区町村役場<br>住民登録担当係              |
| ⑤登記事項証明書<br>(または登記簿謄本)          | 原本       | 3ヶ月以内       | 1部          | 土地・建物                                                                                              | 最寄りの法務局<br>(不動産登記部門)※3             |
| ⑥固定資産評価証明書                      | 原本       | 最新年度<br>※4  | 1部          | 土地・建物                                                                                              | 不動産所在地の都・県税事務所又は市区町村役場<br>固定資産税担当等 |
| ⑦借地権, 借家権を証明する文書                | 写        | なし          |             | 賃貸借契約書写し及び賃借中の土地・建物の登記事項証明書, 貸主の協力あれば固定資産評価証明書                                                     |                                    |
| ⑧預貯金残高証明書または通帳等                 | 写        | なし          | 裁判所分+相手方人数分 | 相続人であれば, 金融機関に申請して残高証明書を取得できます。<br>※通帳や証明書の必要事項(口座名義人・金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・直近日の残高)が記載されているかご注意ください。 | 預入先銀行などの金融機関                       |
| ⑨株式, 社債, 投資信託, 保険, 出資金等の内容を示す文書 | 写        | なし          |             | 証券・証券の写し又は残高証明書等の現状・存在の分かるもの                                                                       | 証券会社, 保険会社, 金融機関等                  |
| (作成されている場合)<br>⑩遺言書             | 写        | なし          |             | (1)自筆証書遺言 → 遺言検認済証明書付き遺言書または検認調書謄本<br>(2)公正証書遺言書 → 公正証書謄本                                          | (1)検認した家庭裁判所<br>(2)記録保管の公証役場<br>※6 |
| (作成されている場合)<br>⑪遺産分割協議書         | 写        | なし          | ※5          | 協議不成立に終わったものでも必要となります。                                                                             |                                    |
| ⑫相続分譲渡や相続放棄がされている場合             | 写        | なし          |             | 相続分譲渡証書及び印鑑証明書※7, 相続放棄受理証明書※8                                                                      | 相続放棄受理証明書は, 相続放棄手続きをした家庭裁判所        |

※1 相続分譲渡や相続放棄をされた相続人については, 写し(コピー)でも構いません。

※2 相続分譲渡や相続放棄をされた相続人については, 3ヶ月以内のものでなくても構いません。

※3 登記情報提供サービスによって取得したもの(認証のないもの)は, 登記事項証明書に代えて提出することはできません。

※4 毎年4月1日以降に当該年度の最新版が取得可能となります。従って1月から3月末までは, 前年度版で構いません。

※5 資料説明書とセットでご提出願います。なお, この資料説明書も「裁判所分+相手方人数分」が必要となります。

※6 平成元年以降作成された公正証書遺言の有無照会は, 全国どこの公証役場でも可能です。

※7 原本確認が必要です。郵送申立ての場合には原本の同封をせず, 原本確認方法については担当者にお尋ねください。

※8 相続放棄の有無照会回答書や相続放棄受理通知書では代用できませんのでご注意ください。

なお, ①～⑥の書類については, 取下げの場合を除いて, 原本還付には応じていませんので, ご了承ください。

⑦～⑫の書類については, 甲号証として, 裁判所分+相手方人数分を写しでご提出ください。

実際に提出していただいた資料を点検した上でないと必要資料の範囲が分からない場合があります。不足している場合には, 追加提出をお願いすることとなります。

# 「法定相続情報証明制度」を 利用される方へ



東京家庭裁判所家事第5部

## 遺産分割申立手続きで利用できますか？

➡ 戸籍に代えて、

「法定相続情報一覧図」を利用できます。

ただし、被相続人の本籍の記載がない場合、調停調書または審判書に被相続人の本籍が表示されないことがあります。

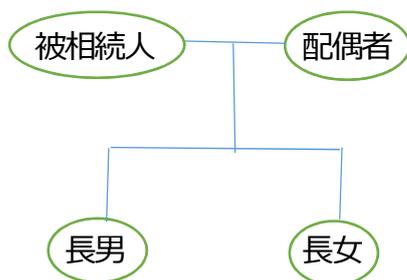
★「法定相続情報一覧図」を利用した場合には、加えて次の書類の提出が必要となります。

### ・ 申立人及び相手方の住民票または戸籍の附票

※ 法定相続情報一覧図に住所が記載されていても必要です。

※ いずれも発行から3ヶ月以内のもの。住民票は個人番号(マイナンバー)の記載のないもの。

【例えば】被相続人の法定相続人が配偶者と子供2人の場合



「法定相続情報一覧図」に加えて  
配偶者、長男、長女の  
住民票または戸籍の附票

※ 事案に応じて、裁判官の指示により上記以外の書類の追加提出をお願いすることがあります。

※ 被相続人死亡後に相続人が死亡した場合には、その死亡した相続人を被相続人とした「法定相続情報一覧図」またはその死亡した相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本及び新たに相続人となった者の現在戸籍を提出してください。

※ その他「法定相続情報一覧図」を利用する場合のご不明な点はお尋ねください。